

障がい者支援施設における課題と論点①

資料3-2

多様化する利用者への対応

- ・障がい者支援施設では多床室が多く、感染症への対応やプライバシーの配慮、年齢や個々の障がい特性に応じた生活環境の整備が課題
- ・多様化する支援ニーズに対し、画一的な支援プログラムのみで対応することは困難。特に入所者の多くが強度行動障がいの状態を示している重度知的障がい者となっており、専門的な支援が求められる状況
- ・高齢化により通常の支援に加えて、介護や医療の必要性が高まる傾向にあるが、それらに対応する体制は不十分な状況

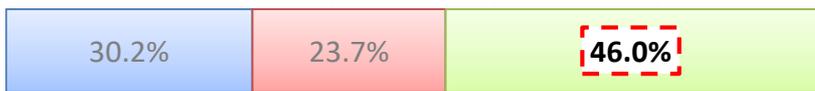
【論点①】年齢・特性に応じた生活環境と支援について

- ・感染症への対応、プライバシーへの配慮、日常生活動作の低下や強度行動障がい等の特性を勘案した生活環境の整備について
- ・行動障がいの状態軽減や、日常生活動作が低下した高齢入所者への必要な支援について

表①

府所管障がい者支援施設の実態調査結果（R3年度末） N=139

居室の状況（R3年度末時点）



■ 個室 ■ パーティションなどで区切った個室 ■ 多床室

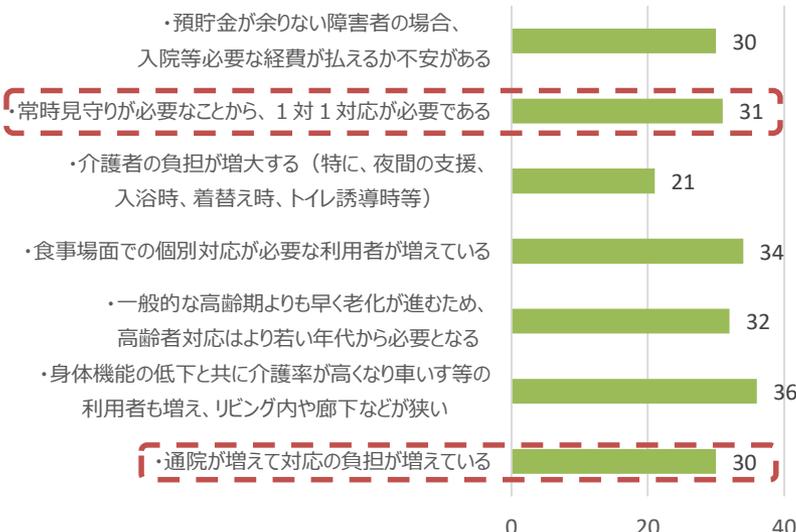
表②

障がい者支援施設の入所者の行動関連項目の有無の状況（R3年度末）

府内市町村地域移行に関する実態調査 N= 4,197		
なんらかの行動障がいがある方	2,029人	48.3%
行動障がい等はない方	2,168人	51.7%

表③

高齢化となったことで課題になっていること N=48



障がい者支援施設における課題と論点②

地域生活移行のための支援

・入所者の重度化・高齢化、支援ニーズの多様化により、施設職員の負担が増加する中、入所者の地域生活移行に向けた事前準備（アセスメント、支援の組立など）や移行先への丁寧な引継ぎ、地域生活移行後のアフターフォローまでの「支援スキームの確立」、「地域の関係機関等との連携体制」について、組織全体として取り組むことが困難な状況。

【論点②】地域生活移行を推進するための支援について

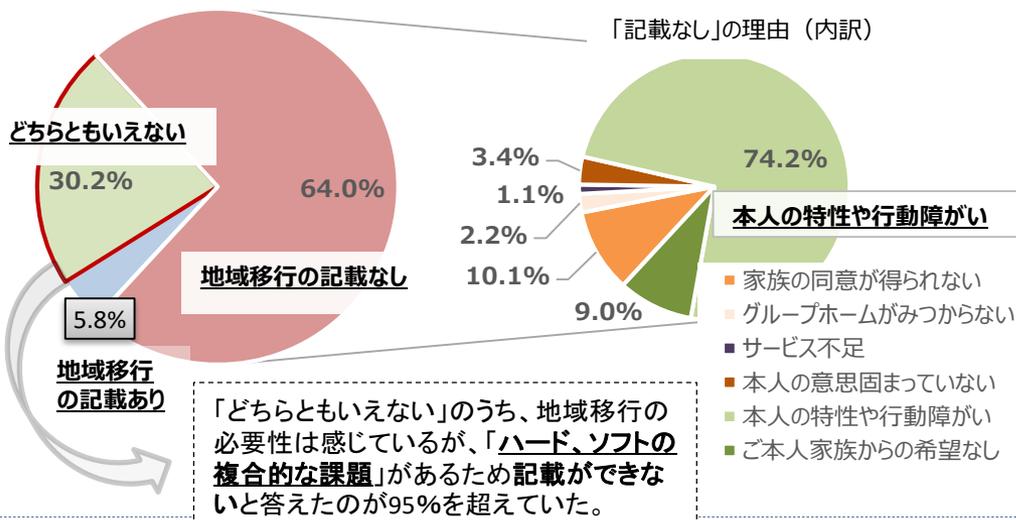
- ・地域生活移行の推進に向けた障がい者支援施設の役割、地域との連携について
- ・地域生活移行前後の継続的、組織的な支援について

表④

府所管障がい者支援施設の実態調査 (R3年度末時点)

個別支援計画の地域移行の記載状況

N = 139



事例①

地域移行につながった事例

府内市町村地域移行に関する実態調査回 (R3年度末時点)

グループホーム事業者との連携を密にし（連絡会等）、**支援スキルについての研修会**を開催し、**バックアップ体制を示したうえで**地域移行をすすめた。

旧法施設（知的障害者更生施設）から施設入所支援を経てグループホームに移行。更生施設に入所の時点でいつかは地域に戻りたいとの希望を持ち入所され、H24年本人の希望によりグループホームに移行。**地域移行については相談支援専門員が丁寧に支援を行い、施設職員とも密に連携。施設職員としても地域移行の成功体験となった。**ご本人は10年経った今もグループホームで過ごしている。

日中活動の場は変わらず、**障がい者支援施設から関連施設であるグループホームに移行できたため、移行への情報共有・連携がスムーズであった。**

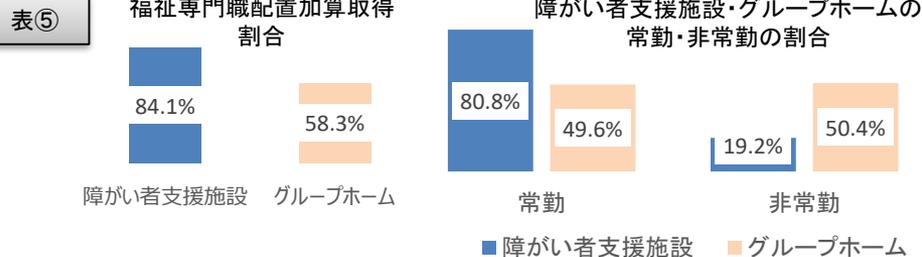
行政や地域の支援体制の課題と論点③

障がい者支援施設の地域移行等における関係機関の連携について

- ・重度障がい者の家族は24時間365日「人と場所がある」障がい者支援施設への安心感から、「親なき後」の暮らしの場としては、依然として障がい者支援施設を希望される傾向が高く、地域生活の可能性や一時的な施設利用といった意識は未だ十分には浸透していない。
- ・市町村や地域の相談支援機関は、家族の意向やグループホームの受け入れ機能への不安から、重度障がい者の地域移行の推進に取り組みにくい状況。地域生活移行の推進に向けては、個々の状態像の把握、緊急性のアセスメント、家族への積極的な働きかけが可能となる体制強化が必要。

【論点③】市町村等関係機関の役割について

- ・重度障がい者などの地域生活を支えるための地域の相談支援機関、グループホーム、障がい者支援施設などの障がい福祉サービスの連携強化に向けた取り組みについて



障がい者支援施設はグループホームと比べて「福祉専門職」、「常勤職員」の配置が多い

障がい者支援施設データは令和2年度全国知的障害児者施設・事業実態調査報告書より
グループホームデータは令和2年度全国グループホーム実態調査報告書より

表⑥ 障がい者支援施設、精神病院に関する地域移行を検討する専門部会等の設置状況 (R3年度末時点) 単位は市町村 N=43

対象者	精神障がい	知的障がい	身体障がい
専門部会等	43(100%)	21(48.9%)	19(44.2%)
施設入所者の地域移行に関する検討	19(44.2%)		

精神障がいを対象としている部会は100%
知的障がい、身体障がいを対象としているの部会は、50%以下

○基幹相談支援センターの設置状況 (令和4年4月1日現在)

設置済：36市町村

未設置：7市町

○基幹相談支援センターの役割

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、以下の業務を行う。

- ・総合的及び専門的な相談支援の実施
- ・地域移行・地域定着促進の取組み
- ・権利擁護・虐待防止への取組
- ・地域の相談支援体制強化のための取組み

行政や地域の支援体制の課題と論点④

地域生活への移行・継続する支援体制の整備

- ・グループホームにおける重度知的障がい者の受入体制の整備を図るため、重度障害者支援加算の拡充などの報酬改定や、重度化に対応したグループホームの新たな類型として日中サービス支援型の創設が行われたが、現在も重度知的障がい者を受入れ可能なグループホームは不十分。また、重度知的障がい者の支援スキル等を有する人材も不足している。
- ・在宅やグループホームで暮らす重度知的障がい者の緊急時の受入れ先が十分に整備できていない。また、地域生活支援拠点等の機能が不十分な状況。

【論点④】重度知的障がい者を地域で支える支援について

- ・強度行動障がいなど重度知的障がい者のグループホーム受け入れに参入しやすくするための環境整備について
- ・強度行動障がいなど重度知的障がい者への適切な支援が可能な人材養成と、事業所(グループホーム、生活介護事業所、障がい者支援施設等)間の連携について
- ・地域生活支援拠点等の緊急時の受入の推進に向けた機能強化の取組について(事前登録など)

表⑦ 共同生活援助事業所における日中サービス支援型の割合 R4年4月国保連データ (大阪府内の事業所数)

共同生活援助事業所	1,127事業所
うち 日中サービス支援型	4事業所 (0.35%)

※日中サービス支援型グループホームは、平成30年度の障がい福祉サービス等の報酬改定で重度化・高齢化に対応した新たな類型として創設された。

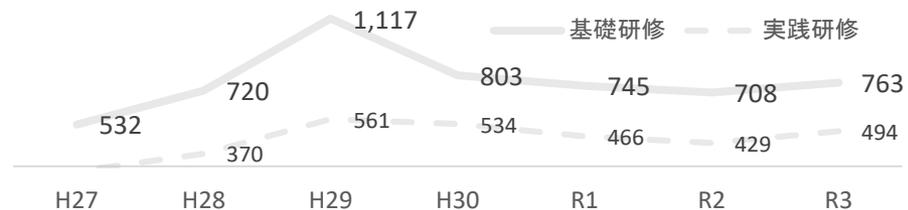
表⑧ 入所・居住サービス重度障害者支援加算Ⅱ利用者の割合 R3年4月国保連データ

	グループホーム	障がい者支援施設
利用者数	10,429人	4,662人
うち 重度障害者支援加算Ⅱの利用者数	258人 (2.5%)	2,295人 (49.2%)

(参考)H28府調査時点で、グループホーム利用者で強度行動障がい者を有する重度知的障がい者は1,581人。

表⑨

強度行動障がい支援者養成研修修了者推移



(参考)緊急時の対応に関する課題(市町村の主な意見)

- ・障がい特性などが不明の緊急利用者について、医療機関等へ繋ぐにも情報不足であること、短期入所については対象者像がわからないため人員等受入体制の構築も難しく、受け入れが困難
- ・緊急に受入先を確保する必要が発生した際に、本人の情報を適切に把握し、受入先に提供する方法
- ・緊急対応など支援が必要となる障がい児・者の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有